

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法(一体型) 一般事業主行動計画

令和3年10月1日作成
医療法人明峰会

医療法人明峰会では、職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、女性職員のみならず全職員がいきいきと働くことができる雇用環境を整備するため、次世代育成対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、以下のとおり行動計画を策定します。

◎法人の現状

- ・育児介護休業等に関する制度について、より一層の周知が必要です。
- ・男性の育児休業取得者は0人です。
- ・夜勤ができなければ正職員になれないと考えている職員がいます。
- ・全職員数は、158人（女性131人、男性27人）
内パート職員は、55人で、女性51人（92%）、男性4人（8%）です。
- ・女性管理職の割合は64%となっています。
- ・令和3年度の採用者は女性が18人で、男性は3人です。

◎計画期間

令和3年10月1日～令和8年9月30日の5年間

◎目標と対策

- ①育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇等の制度の周知
 - ・対象者、取得方法、対象となる手当等をわかりやすく記載した法人独自のパンフレットを作成します。
 - ・制度利用のための専用相談窓口を設置します。
- ②男性の育児休業の取得促進
 - ・対象者には、男性女性問わずに育児休業制度について説明します。
 - ・育児休業の取得が5日以内の方は有給とします。（現在は無給）
- ③働き方改革の推進
 - ・小学校就学前の子どもを養育する職員で希望する方については、始業・就業時間の繰り上げ繰り下げを承認します。
 - ・年次有給休暇の1時間単位での取得を承認します。（すでに実施済み）
 - ・年次有給休暇の取得率60%以上を目指します。
 - ・小学校就学前の子どもを養育する職員で希望する方については、夜勤勤務を除外します。
 - ・毎週木曜日を「ノー残業デー（定時での終業を呼びかける日）」に設定します。
- ④女性管理職の育成
 - ・管理職育成のための研修会を開催します。